

第十一次鳥獣保護事業計画を変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第五項の規定により公表します。なお、この計画書は、奈良県農林部森林整備課において縦覧に供します。

平成二十七年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾